

・赤文字は 2022 年度から変更分

・青文字は 2/19（日）代表者会議後に見直したもの

2023 年度（一社）長崎県サッカー協会シニアサッカーリーグ規約

第 1 章 総則

第 1 条 （一社）長崎県サッカー協会シニアサッカーリーグ（以下「シニアリーグ」という。）と称し、第 6 条に規定する登録選手をもって組織する。

第 2 条 シニアリーグは（一社）長崎県サッカー協会の統括を受ける。

第 3 条 シニアリーグの事務局は、代表者会議で決定し、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間を加盟チームの持ち回りとする。事務局は担当者の勤務先または自宅に置くこととする。

第 2 章 目的

第 4 条 シニア世代の心身の健康維持と相互の親睦を深めるとともに、キッズ及びジュニア世代との関わりを深めることで、地域社会への貢献に寄与する。

第 3 章 役員

第 5 条 シニアリーグには下記の役員を代表者会議において選挙し、置くこととする。役員の任期は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。但し、再任を妨げない。

- （1）委員長 1 名
- （2）副委員長 3 名→6 名（O-40=2 名,O-50=2 名,O-60=2 名）
- （3）審判委員長 1 名
- （4）事務局員 若干名
- （5）技術委員 若干名
- （6）総務委員 若干名
- （7）規律委員 若干名
- （8）実行委員 若干名

第4章 選手資格

第6条 選手資格は（公財）日本サッカー協会の登録規定に基づいて登録されたシニアの選手であること。

（1） シニアリーグはカテゴリ別に O-40,O-50,O-60（O-65）で行う。

* 上位カテゴリは下部カテゴリにも参加できる

（2） O-40 リーグ戦は翌年 4 月 1 日までに 40 歳に到達する者。

（3） O-50 リーグ戦は翌年 4 月 1 日までに 50 歳に到達する者。

* 女性（大学生以上）の参加を認める。但し、女性はオンザピッチ 3 名以内の制限を設ける。

（4） O-60 リーグ戦は翌年 4 月 1 日までに 60 歳に到達する者。

* 女性（大学生以上）の参加を認める。但し、女性はオンザピッチ 3 名以内の制限を設ける。

* O-65 は普及の段階であることから、O-60 リーグ戦開催時に交流戦の形で行う。

（5） 年度初めの第 1 節は Kick off の Web 登録された選手の参加を認める。但し、Web 登録用紙の写しを委員長及び主管チームに提出しなければならない。

（2 節以降は選手証の提示を義務付ける）

（6） 選手証紛失及び資格についての疑義が委員長へ報告または提出された場合は役員で審議し、処置決定する。

※印刷した電子選手証の提示は可とする

（7） 各チームは当該年度の選手一覧表を O-40（1 部）、O-40（2 部）、O-50、O-60 のカテゴリ別にシニア委員会広報へ提出（3 月 31 日）しなければならない。（選手の二重登録を防ぐもの）

（8） JFA 登録の 1 チームはリーグ戦参入も 1 チームとする。（同一リーグへ 2 チームは認めない）

第5章 大会出場の選出

第7条 O-40 全国シニアサッカー大会九州予選は、前年度の O-40・1 部リーグ優勝チームがシニア種別で登録した選手と単独チームで参加する。

第8条 （1） O-50 全国シニアサッカー大会九州予選は、前年度の O-50 リーグ優勝チームがシニア種別で登録した選手と単独チームで参加する。

（2） O-60 全国シニアサッカー大会・九州予選は 2022 年度及び 2023 年度は選抜チームとし、2024 年度以降は前年度リーグ優勝チームが主体で参加する。

第9条 （1） O-40 九州シニア大会は前年度の O-40 リーグ準優勝チームが主体で参加する。

第10条 （1） O-50 九州フェスティバル大会は前年度 O-50 リーグ準優勝チームが主体で参加する。

（2） O-60 九州フェスティバル大会は前年度 O-60 リーグ準優勝チームが主体で参加する。

第6章 代表者会議

第11条 役員及び加盟チームの代表者 1 名からなる代表者会議は年 1 回開催し、次の事項を議決することとし、委員長が招集する。ただし委員長が必要と認める場合は、随時開催することができる。

- (1) 規約の制定及び変更に関する事項
- (2) 役員の選出及び組織の改正に関する事項
- (3) 事業計画及び予算に関する事項
- (4) 事業報告及び決算に関する事項
- (5) その他、リーグの運営に関し、委員長が必要と認めた事項

第7章 規律・フェアプレー委員会

第12条 シニアリーグ規律・フェアプレー委員会のメンバーは役員にて構成し、(公財)日本サッカー協会競技規則に基づき、選手及び加盟チームの違反を審議し懲罰を下すことができる。

- (1) 委員長は、著しく不正なプレーや重大な違反があった場合は役員で審議し、その内容を(一社)長崎県サッカー協会の規律・フェアプレー委員会に報告する。
- (2) リーグ開催中の退場処分は、主管するチームが退場処分の内容を確認し、委員長に報告しなければならない。但し、警告累積による退場はこれに相当しない。

累積警告 2 枚で次節の試合を出場停止とする。

- (3) 天災、災害、コロナウィルス感染拡大、交通事故等、不可抗力と認めた理由でシニアリーグをチームが棄権した場合は、シニア委員長の判断でリーグ戦の中止・延期することが出来る。また、この場合、代替手段が困難な場合は中止とし、当該節は全チーム勝ち点ゼロとすることが出来る。但し、全試合数が異なる場合で昇格・降格を決定する場合、年度中に代替日が有れば、委員長より当該チームへ確認後に代替試合を行う。尚、チーム単独の事由で棄権した場合は勝点を-3とし、試合結果を 0 対 3 とする。また、シーズン途中でチームが棄権した場合は、過去の対戦成績も遡って当該チームとの対戦成績も勝ち点、得点、失点の全てをゼロ点とし、その結果で順位を決定する。

尚、また、当該チームの代表者は、その理由及び結果を書面にて委員長に報告しなければならない。

第8章 運営・競技規則

第13条 競技規則については、(公財)日本サッカー協会競技規則に則る。

第14条 シニアリーグの日程は、事務局案に基づき、代表者会議で決定する。

第 15 条 シニアリーグは加盟チームの各部総当り戦とし、加盟チームは 1 節毎に主管・運営する。

O-40 = 19 チーム(1 部 10、2 部 9)

O-50 = 13 チーム

O-60 = 5→6 チーム*三菱重工長崎シニア新規参入

2023 年度のリーグ戦昇格、降格は次の通り。

O-40 (1 部) 下位 2 チーム自動降格

O-40 (2 部) 上位 2 チーム自動昇格。

但し、昇格を希望しないチームがあった場合は 1 部チームの降格は無しとする。

O-50 昇格、降格の検討

O-50 については 2024 年度より、2 部制へ変更する検討を進めるため、2023 年度の順位は 2024 年度へ反映されることになる。

O-60 昇格、降格無し。

第 16 条 帯同審判について

主審は有資格者で審判証を主管チームに提示し、レフリーシャツを着用する。

※2019 年度から副審・4 審も有資格者で行う。

第 17 条 主審は主管チームに審判報告書を提出する。

第 18 条 試合時間は 50 分 (O-60, O-65 は 40 分) とする。但し、大会出場の予選は役員にて決定する。

第 19 条 選手は再交代を適用し、一度退いた競技者も再び出場できる。手続きについては (公財) 日本サッカー協会競技規則の第 3 条に則る。

第 20 条 出場選手は主管チームに選手証を提示しなければならない。選手証には必ず本人の写真貼り付けることとし、選手証がない場合及び選手証に写真が貼り付けてない場合は、出場を認めない。年度途中の登録者においても同様とする。

第 21 条 主管チームの選手証は対戦相手チームが確認する。

第 22 条 主管チームはリーグ開催日の 6 週間前に日程を決定し、加盟チームへ報告しなければならない。

第 23 条 試合開始 10 分前迄に、(公財) 日本サッカー協会競技規則の人数に満たない場合は棄権したものとする。(リーグ規約第 7 章 12 条 (3) を適用する)

第 24 条 リーグ開催中の警告は累積され、2 回の警告を受けた選手は次の 1 試合は出場できない。

第 25 条 リーグ開催中に退場を受けた選手は、次の 1 試合には自動的に出場を停止され、それ以降の処置については、第 7 章の規律・フェア委員会にて審議し決定する。

第 9 章 会計

第 26 条 シニアリーグの会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

第 27 条 シニアリーグの経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって支給する。会費は加盟チームの負担とし、金額及び賦課方法等は代表者会議で決定する。

第10章 表彰

第28条 表彰対象は代表者会議の議決を経て以下とする。

- ・各カテゴリの優勝チーム（賞状授与）
- ・各カテゴリの得点王（賞状・盾授与）
- ・当該年度中に満80歳に到達及び、シニアへ登録された者とし、且つ、チームから推薦を受けた者（賞状・盾授与）

第11章 補則

第29条 この規約の施行に関し必要な事項は、代表者会議の議決を経て別にこれを定める。

附 則

この規約は、2021年4月1日から施行する。

平成25年3月1日改定
平成26年3月1日改定
平成27年3月1日改定
平成28年2月28日改定
平成29年2月26日改定
平成31年2月11日改定
令和02年3月11日改定
令和03年3月17日改定
令和04年3月13日改定
令和04年3月23日改定
令和04年4月19日改定
令和05年2月18日改定

<補足事項>

第1章第6条 各カテゴリ出場資格年齢は以下とする

- (1) O-40 : 2024年4月1日までに満40歳となる者
- (2) O-50 : 2024年4月1日までに満50歳となる者
- (3) O-60 : 2024年4月1日までに満60歳となる者
- (4) 女性 : O-50&O-60リーグ戦に限り、大学生、社会人以上の選手

第1章第3条

* 事務局順番	O-40 リーグ	O-50 リーグ
平成 18 年度	①諫早オールド SC	
平成 19 年度	②口之津 SC	
平成 20 年度	③平戸シニア FC	
平成 21 年度	④公友会シニア	
平成 22 年度	⑤佐世保 BOKUWA シニアーズ	
平成 23 年度	⑥南陵クラブ	
平成 24 年度	⑦粕陵クラブ	①粕陵クラブ
平成 25 年度	⑧大村あごシニア FC	②大村あごシニア FC
平成 26 年度	⑨長崎紫陽花クラブ	③長崎紫陽花クラブ
平成 27 年度	⑩高松設計 FC	④諫早オールド SC
平成 28 年度	FC よかろうもん	⑤口之津 SC
平成 29 年度	⑪三菱重工長崎シニア	⑥平戸→佐世保
平成 30 年度	⑫長崎市役所	⑦公友会シニア
2019 年度	⑬時津 SC シニア	⑧三菱重工長崎シニア
2020 年度	⑭島原 FC	①粕陵クラブ
2021 年度	⑮国見 FC シニア	②大村あごシニア FC
2022 年度	⑯B.B.	⑨島原 FC
2023 年度	⑰FC.K-LAMBA	⑩時津
2024 年度	⑱ローレンス®40	⑪市役所
2025 年度	⑲国見 FC シニア 2nd	⑫K-LAMBA
		⑬平戸シニア

第7章 12 条 (2)

出場停止累積警告数は加盟チーム数が 10 チーム以下→2 枚、10-20 チーム→3 枚、21 チーム以上→4 枚

第8章 20 条

*2018 年度より選手証カードは廃止となる為、試合前に全選手のカラー写真付き選手証リストを主管に提出する。

尚、カラー写真付き選手証リストに表記されない選手は、個人の登録証を印刷したものを提出すること。

選手証リストは、メンバー表とのチェック終了後にチームへ返却する。

(選手が本部へチェックのために行く事は不要⇒写真と本人の照合はしない)

※不正(なりすまし)出場が発覚した場合は、JFA 懲罰規程に基き懲罰委員会で処分を決める(救済処置)

年度初めの第 1 節は選手証が間に合わない場合があるので、昨年度からの継続選手は前年の選手証と新年度 Web 登録申請中の用紙のコピーを、新規登録者は運転免許証と Web 登録申請中の用紙のコピーを、委員長と主管チームに提出して選手証の代わりとすることができる。

第 2 節以降は選手証リストの提出を義務付ける。

第 8 章 22 条

指定された月日に開催するよう努力し、極力、芝生会場を確保する。

<選手証の種別について>

- ・2019 年度からは、シニア登録の選手証でのみ長崎県シニアリーグに出場可能。
またシニア登録の選手証で 2019 年度より、1 種社会人長崎県リーグ（ミドル含む）戦に出場できるが、登録料の差額を支払うなどの制約がある。（制約の内容は一種委員会へ確認のこと）
- ・O-40 と O-50 のシニア九州大会や全国大会に出場する条件は、「シニア」種別で登録した単独チーム、さらに選手はそのチームに所属した選手であることが義務付けてある。

<試合会場でのマナーについて>

- ※特に、新入部員への通達を必ずお願いしたい。
- ・会場には靴を履いて入場すること(サンダル・スリッパ等での入場は禁止)。
- ・チームベンチ内において、上半身裸での観戦は禁止です。また、スタンドで観戦している時も同様に禁止します(大村古賀島スポーツ広場、大村陸上競技場ほか)。
- ・チームベンチ内に入ることが出来るのは、メンバー表に記入されている選手と関係者のみで、子供さんや保護者の方がベンチに入るとは禁止。

<着衣の色に関する規定>

「JFA 競技規則 第 4 条 基本的な用具」

- ・アンダーシャツを着用の場合は、ユニフォームの袖の主たる色と同色とするが、チームで統一した色とした場合は審判が判断し許可する。
- ・タイツを着用の場合は、ショーツと主たる色と同色とするが、チームで統一した色とした場合は審判が判断し許可する。
- ・ストッキングの上に巻くテープ等は着用する部分のストッキングの色と同色とするが、チームで統一した色とした場合は審判が判断し許可する。

<参考事項>

- * シニア委員会は JFA が主催する各大会において、九州予選を勝ち抜いて全国大会に出場するチームに対して、各チームより 10,000 円を募る（強制では無い）ことが出来る。

＊リーグ戦の順位決定基準

勝ち点制(勝 3 点・分 1 点・敗 0 点)とし、勝ち点の多い順に順位を決定する。

複数チームが同勝ち点の場合

当該チーム間の対戦成績→当該チーム間の得失点差→当該チーム間の総得点→リーグ全試合での得失点差→リーグ全試合での総得点→抽選の順で決定する。

＜ローカルルールの確認＞

- ① ~~(2023 年度～廃止) 選手・役員は試合前のメンバー表提出時に“健康チェックシート(コロナ感染拡大防止)”を 1 枚/人、本部へ提出すること。~~
- ② スターティング GK とサブ GK のユニフォーム色は異色でも可。ただし、試合開始前に主審へ報告し了解を得ること。同系色に近い FP と GK ユニフォームの確認は、主審の判断に任せる。
- ③ 第 4 審判の服装は審判服着用が基本だが、レフリー用ビブスでも可とする。
- ④ 1 会場で 5 試合以上の試合を行う場合は帯同審判は試合開始予定時刻の 5 分前に、次試合の 2 チームを本部テント近くへ誘導する。その際可能ならばコイントスを行い、エンドの選択とキックオフのチームを決めておく。(審判の準備が遅れている場合は本部：主管チームが代行する)
- ⑤ 試合時間は前・後半 25 分のランニングタイム(ロスタイムなし)で行うが、飲水時間と著しく救護に掛かった時間はロスタイムとしてカウントする。ハーフタイムは前半終の笛が鳴ってから 5 分後に後半開始の笛を吹く。(3 分経過時点で笛を吹き、両チームにピッチへの入場を促す)
- ⑥ 試合開始と終了時の挨拶は、センターサークル内で行う。(セレモニーは行わない)
- ⑦ 予定されたシニアリーグ日程に対して、当該チームが全国大会や九州大会前で怪我対策(防止)等の理由により、リーグ戦が困難となった場合は委員長へ申し出ることが出来る。委員長は正当な理由であれば、リーグ日程を変更することが出来る。

＜主管チームの仕事＞

O-40 リーグは 2 部制になるが、基本的に主管の仕事は今年度と同じ。

昨年度 A と B ブロックの主管がそれぞれ 1 部と 2 部の主管になる。

各節を 1 部・2 部が別会場で開催する時はそれぞれが通常の主管業務となるが、1 会場 2 面で同時刻開催(例:4/5 第 1 節)や、1 会場 1 面で全 7 試合開催(例:5/3 第 2 節)の場合は下記のように主管 2 チームが連携して行う。

＊ 1 会場 2 面で同時刻開催(例:4/5 第 1 節)の場合

- ① 会場使用料の支払いは、1 部の主管チームが 2 部の分もまとめて行う。
(2 部の主管チームは、集めたお金を速やかに 1 部主管チームへ渡すこと)
- ② 試合結果・審判記録・収支報告書は、1 部の主管チームが 2 部の分も一括して取りまとめて報告する。
(試合結果報告→広報伊伏に提出。 審判記録→田中審判委員長へ提出。

収支報告書→市役所中嶋さんに提出。)

* 1 会場 1 面で全 7 試合開催(例:5/3 第 2 節)の場合

①午前 4 試合→1 部主管、午後 3 試合→2 部主管

②会場使用料の支払いは、2 部の主管チームが 1 部の分もまとめて行う。

(1 部の主管チームは、集めたお金と領収書類・試合結果・審判記録を引き継ぎ時に 2 部主管チームへ渡すこと)

③試合結果・審判記録・収支報告書は、2 部の主管チームが 1 部の分も一括して取りまとめて報告する。

(試合結果報告→広報伊伏に提出。 審判記録→[田中審判委員長](#)へ提出。

収支報告書→市役所中嶋氏に提出。)